

会員各位

協同組合近畿整骨師会  
理事長 田村公伸  
保険部長 川本大作

－ 保険部連絡 －

①和歌山市における子ども医療費助成制度の拡充  
② “ ” の助成医療費請求の県下統一対応 } について

平素は本会運営にご協力を賜り、誠に有難うございます。

予てより周知してきましたとおり、和歌山市における子ども医療費助成制度はその対象年齢が拡充されることにより『平成28年8月1日から中学校卒業(※)までの児童』が対象となります。これにより、和歌山市に住民登録をされている中学校を卒業するまでの殆どの児童が「子ども医療費」、「ひとり親家庭等医療費」、「重度心身障害児(者)医療費」のいずれかの受給者証を所有されることとなりますが、受給者証提示による医療費助成は和歌山県下全域の医療機関での受診が対象で、又、窓口一部負担金の徴収が不要である等、その取り扱いに何ら変更はありません。

助成分の医療費請求方法についても従前どおりですが再度ご連絡を申し上げますので、請求業務について改めてご確認いただきご対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【(※)15歳に達する日以後、最初の3月31日まで】

－ 記 －

保険証の種類	対象助成制度	請求方法						
国民健康保険証	子ども医療費	①公費併用請求として療養費支給申請書1枚に保険証番号+公費番号(受給者番号)を記載 →和歌山県国保連合会へ提出						
	ひとり親家庭等医療費							
	重度心身障害児(者)医療費							
政府管掌健保や組合健保等、 <b>国保以外の保険証</b>	子ども医療費	②保険本体の療養費申請は各保険者へ提出 ③助成医療費の請求は制度別に和歌山市役所の各担当課へ提出 ※請求用紙は②③各々に作成						
	ひとり親家庭等医療費							
	重度心身障害児(者)医療費							
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>②③の記載方法については、各位に郵送済みである平成28年3月29日付け保険部連絡の添付資料『サンプルA』を熟読ください。</li> <li>①②③全てにおいて総括票は必須です。③の総括票は『サンプルB』を参照ください。</li> <li>③の送付先住所および担当課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">子ども医療費</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3">福祉局 子ども未来部 子ども家庭課</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭等医療費</td> </tr> <tr> <td>重度心身障害児(者)医療費 ……</td> <td>福祉局 社会福祉部 障害者支援課</td> </tr> </table> </li> </ul>		子ども医療費	}	福祉局 子ども未来部 子ども家庭課	ひとり親家庭等医療費	重度心身障害児(者)医療費 ……	福祉局 社会福祉部 障害者支援課
	子ども医療費	}	福祉局 子ども未来部 子ども家庭課					
	ひとり親家庭等医療費							
	重度心身障害児(者)医療費 ……			福祉局 社会福祉部 障害者支援課				

※尚、サンプルA、Bがお手元で確認できない方は再送付させていただきますので、事務局までご一報ください。

以上